

事業の名称 又は内容	世界アンチ・ドーピング機構拠出金
予算額及び 事業開始年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度予算額：183百万円</li> <li>・事業開始年度：平成14年度（新規）</li> </ul>
事項名	<p>（項）文部科学本省  （大事項）国際会議等に必要な経費  （事項）世界アンチ・ドーピング機構拠出金</p>
主管課 及び関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管課：スポーツ・青少年局競技スポーツ課</li> <li>（課長：吉尾 啓介）</li> </ul>
意図・目的	<p>施策目標：7 - 1 我が国の国際競技力の向上</p> <p>ドーピングは、スポーツ選手の健康を損ね、スポーツのフェアプレー精神に反し、薬物の習慣性から社会的な害を及ぼすものであり、人々に夢や感動を与えるスポーツそのものの意義を失わせるとともに、国民の健康な生活や未来を担う青少年に対して悪影響を及ぼすものであり、世界のスポーツ界において大きな問題となっている。</p> <p>このため、平成11年11月、世界各国におけるドーピングの根絶とアンチ・ドーピング活動の推進を目的として「世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency, WADA）」が設立された。</p> <p>本機構が実施する世界的なアンチ・ドーピング活動に対し経費を拠出し、積極的にアンチ・ドーピング活動に参画することにより、もって我が国の国際競技力の向上を図るとともに、スポーツの振興に寄与するものである。</p>
必要性	<p>(1)公益性</p> <p>アンチ・ドーピング活動は、スポーツ選手の健康を守り、フェアプレー精神を遵守することでスポーツの価値を高めるものである。</p> <p>また、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会の派遣前 や大会時、競技外に行われるドーピング検査において、我が国のトップレベル競技者に対する不利益を防止するとともに、競技者・コーチ・ドクター等に対し、教育・普及活動を行うことにより、過失によるドーピング違反から競技者の健康と人権を守り、ひいては、青少年をはじめとする国民に夢と感動を与え、我が国スポーツの普及・発展に大きく貢献するものである。</p> <p>(2)政府の関与の必要性</p> <p>WADAは、スポーツ関係者と政府関係者から設立されていることから、スポーツ団体側と各国政府側がそれぞれ50%を拠出することとなっている。</p> <p>したがって、本拠出金については、我が国政府として応分の役割を担うものである。</p>

	<p>(3)国と地方の役割分担の適切さ 上記と同様、国として役割を担うものである。</p> <p>(4)民営化・外部委託の可否 政府側の経費の拠出については、国際的には各国政府が直接行うものであり、民営化・外部委託にはなじまないものである。</p> <p>(5)次年度から開始しなければならない緊急性 WADAの年間事業予算については、平成13年12月末まで、国際オリンピック委員会（IOC）の資金（2,500万USドル）により運営されることになっているが、平成14年1月以降、スポーツ団体側と各国政府側がそれぞれ50%を拠出することとされており、我が国としては政府側負担分の17.68%を拠出することが求められている。</p>	
手段の適正性	<p>アンチ・ドーピング活動を推進していくためには、各スポーツ団体、各国政府機関との国際的な連携が不可欠であり、ドーピングに関する世界で唯一の国際機関であるWADAのアンチ・ドーピング活動への参画は不可欠である。</p>	
達成効果 及び達成時期	達成効果	達成時期
	<p>WADAが行うアンチ・ドーピング活動に対して経費を拠出し、常任理事国として参画することにより、最新の禁止薬物やドーピング検査体制などのドーピングに関する国際的な動向が入手でき、我が国のトップレベル競技者やコーチ等に対し教育・普及活動を積極的に展開することで、過失等による競技者の不利益（出場停止、メダル剥奪など）を防止することが可能となる。</p> <p>アンチ・ドーピング活動については、これまでIOCが主導で実施してきたものであるが、2002年より、WADAがアンチ・ドーピング活動における主導的な役割を果たしていくこととなる。</p> <p>したがって、今後、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会への参加条件として、WADAに対する経費の拠出が前提となったり、拠出していない場合には、大会前及び競技時の検査に係る</p>	<p>WADAにおいては、今後、統一的な禁止薬物リストの作成、ドーピング検査基準や制裁手続き等を統一することとしている。</p> <p>これらの情報は、WADAが行うアンチ・ドーピング活動に対し経費を拠出することで事前に得られるものであり、教育・普及活動等に反映させることで競技者の不利益が回避されるものである。</p>

費用の負担を求められる可能性がある。そこで、WADAに対し経費を拠出することにより、我が国におけるトップレベル競技者が国際競技大会に参加する場合の不利益を回避するとともに、ドーピング検査等を円滑に実施することが可能となる。

また、このような国際的な連携を通じて、アンチ・ドーピングについての普及・啓発が一層効果的に進められ、将来的には、ドーピング陽性率の低下につながるものである。

備考